

## 特定非営利活動法人コリア NGO センター定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コリア NGO センターと称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市生野区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、在日コリアンの民族教育権の確立をはじめとする外国人の人権保障・伸張、日本社会における多民族・多文化共生社会の実現をめざすとともに、在日コリアン社会の豊かな社会基盤の創造と東アジアにおけるコリアン・ネットワークを強化し、コリアと日本の市民社会の発展、南北コリアの統一と「東アジア共同体」の形成に寄与することを目的とする。

#### (活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る活動
  - ①民族学級など公立学校における民族教育の制度保障と民族学校の支援を図る事業
  - ②在日コリアンをはじめとする在日外国人の人権保障のための法制度の整備及び啓発事業
  - ③在日コリアン及び彼らと関わりを有する高齢者をはじめ、人々の生活において提起される法律上・生活上の諸問題の解決をサポートする相談事業
  - ④コリアタウンをはじめとする地域コミュニティの活性化事業
  - ⑤在日コリアン社会の豊かな社会的基盤の構築に向けた社会教育事業
  - ⑥東アジアにおけるコリアン・ネットワークを構築する事業
  - ⑦南北コリア・日本間の市民、NGO の交流・協力事業
  - ⑧在日コリアンに関する教育・人権及び統一に係わる情報提供及び調査・研究事業
  - ⑨その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附随する事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助することを主とする個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1 コリアンである者及びコリアンと身分上又は社会生活上で実質的な関連を有する者であること。  
但しここでいうコリアンとは国籍に係わらずコリアンであることを自認する者すべてをいう。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

### 第4章 役員、評議員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上

(2) 監 事 1人以上

2 理事のうち1人以上、3人以内で代表理事を置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事は、互選により代表理事を選出する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸張する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けることができない。

2 前項の規定は、役員が職員を兼任し職員としての給料を受けることを妨げない。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

4 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(評議員および評議員会)

第20条 この法人は評議員会をおく。

第21条 評議員会は評議員によって構成され、その定数は10人以上、30人以内とする。

第22条 評議員は代表理事の推薦により、総会で承認される。またその任期は2年とする。

第23条 評議員会はこの法人の予算、人事、その他の重要事項について審議し、理事会に諮問する。

第24条 評議員会は年1回開催する。ただし理事会が必要と認めた場合には開催できる。

第25条 評議員会は代表理事が招集し、議長は評議員の互選により決定する。

(職員)

第26条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第27条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第28条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第29条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 会費の額

(9) 理事会において重要であると認め付議された事項

(10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第30条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第31条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第33条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第34条 総会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、正会員による動議を、出席した正会員の過半数の同意により総会における議決事項とすることを妨げない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第33条、第34条、第36条第1項第2号及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第38条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第39条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集等)

第40条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全ての理事の同意がある場合、この手続を経ずして、理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第42条 理事会における議決事項は、第40条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、理事の動議を、理事総数の過半数の同意により、理事会の議決事項とすることを妨げない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第43条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、第42条及び第44条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 補助金及び助成金
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第46条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第47条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理

事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(書類及び帳簿の備置き)

第55条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益費用に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第56条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会が選定する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第59条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

|      |     |
|------|-----|
| 代表理事 | 林範夫 |
| 同    | 鄭甲壽 |
| 同    | 郭辰雄 |
| 理事   | 康由美 |
| 同    | 高東林 |
| 同    | 高正子 |
| 同    | 金光敏 |
| 同    | 夫世進 |
| 同    | 宋悟  |
| 同    | 尹炳泰 |
| 監事   | 呉幸哲 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2011年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 5 3 条の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|     |      |      |                  |
|-----|------|------|------------------|
| 年会費 | 正会員  | (特別) | 24,000 円         |
|     |      | 一般   | 12,000 円         |
|     | 賛助会員 | 個人   | 6,000 円          |
|     |      | 団体   | 12,000 円 (法人を除く) |
|     |      | 準法人  | 30,000 円         |
|     |      | 法人   | 60,000 円         |

附 則

- 1 この定款は 2 0 1 1 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は 2 0 1 4 年 2 月 1 9 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は 2 0 1 8 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は 2 0 2 2 年 6 月 1 9 日から施行する。